

◎独立行政法人都市再生機構職員給与規程

(平成16年7月1日規程第6号)

最終改正 令和7年11月20日

(総則)

第1条 独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）の職員に対する給与の支給については、この規程の定めるところによる。

(給与の種類)

第2条 職員の給与の種類は、次に掲げるとおりとする。

一 職能給

一の二 加算給

二 扶養手当

三 地域間調整手当

四 広域異動手当

五 住居手当

六 単身赴任手当

七 時間外勤務手当

八 夜勤手当

九 管理職員特別勤務手当

十 職務給

十一 特殊勤務手当

十二 寒冷地手当

十三 特別手当

2 独立行政法人都市再生機構職員就業規則（平成16年独立行政法人都市再生機構規程第3号。以下「就業規則」という。）第41条第1項若しくは第2項又は第42条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員のうち、当該規程により採用される前に特定業務職員であった者を除いた者（以下「再雇用職員」という。）の給与の種類は、前項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとする。

一 職能給

一の二 加算給

二 扶養手当

三 地域間調整手当

四 広域異動手当

五 住居手当

六 単身赴任手当

七 時間外勤務手当

八 夜勤手当

九 管理職員特別勤務手当

十 職務給

十一 特殊勤務手当

十二 寒冷地手当

十三 特別手当

3 就業規則第41条第1項若しくは第2項又は第42条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員のうち、当該規程により採用される前に特定業務職員であった者（以下「再雇用特定業務職員」という。）の給与の種類は、前項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとする。

一 職能給

一の二 加算給

二 扶養手当

三 地域間調整手当

四 広域異動手当

五 住居手当

六 単身赴任手当

七 時間外勤務手当

八 夜勤手当

九 特殊勤務手当

十 寒冷地手当

十一 特別手当

（給与の支給定日及び支給方法）

第3条 給与（特別手当を除く。以下第5項において同じ。）の支給定日は、毎月（寒冷地手当については毎年11月から翌年3月までの各月において支給する。以下同じ。）16日（その日が休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日）とする。ただし、理事長が特別の事由があると認めた場合には、その都度、別に定める日とすることができる。

2 給与（特殊勤務手当及び特別手当を除く。）は、前項の支給定日（同項ただし書の規定により別に定める日を含む。）において、当月分の職能給、加算給、扶養手当、地域間調整手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当、職務給及び寒冷地手当並びに前月分の時間外勤務手当、夜勤手当、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 月の16日以後において採用された職員のその採用された日の属する月分の職能給、加算給、扶養手当、地域間調整手当及び職務給は、その月の末日（その日が休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日）に支給する。

4 前項の規定による場合を除くほか、月の16日以後において、職能給、加算給、扶養手当、地域間調整手当、広域異動手当、職務給及び寒冷地手当の支給を開始し、若しくは停止すべき事由が生じた場合又はこれらの額を変更すべき事由が生じた場合には、その事由が生じた日の属する月の翌月の支給定

日において、その差額を追給し、又は控除する。

- 5 職員が、自己又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これらに準ずる非常の場合において、給与の支給を請求したときは、前4項の規定にかかわらず、その請求があった日までの給与を支給することができる。
- 6 給与は、法令及び機構と労働組合又は職員の代表者とが締結した給与控除に関する協定により、給与から控除すべき額並びに前月（やむを得ない事情がある場合にあっては前前月）において減額すべき事由があるときは、当該額を差引き、その残額を通貨で直接職員に支給する。

（職能給）

第4条 職能給は月額とし、その額は、別表第1の1、別表第1の2、別表第1の3及び別表第1の4に定める職能給表による。

- 2 各職能給表の適用範囲は、それぞれ各職能給表に定めるところによる。
- 3 職能給の額に変更を生じた職員に対しては、その日から新たに定められた職能給を支給する。

（加算給）

第4条の2 加算給は月額とし、その額は、別表第2の1、別表第2の2、別表第2の3及び別表第2の4に定める加算給号給表による。

- 2 加算給の額に変更を生じた職員に対しては、その日から新たに定められた加算給を支給する。

（職能給及び加算給の決定）

第5条 職員の受ける職能給は、職能給表により決定するものとし、その職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して決定する。

- 2 別表第2の1の適用を受ける職員の加算給は、その職員の属する級ごとに定める加算給の幅の中における加算給の号給による。ただし、就業規則第54条の規定により処分を受けた者、その他理事長が特に必要があると認める者の加算給の号給については、これによらないことがある。
- 3 再雇用職員の職能給は、その職員の採用時に新たに従事することとされた職務の級に応じて別表第1の2に定める額（再雇用職員のうち就業規則第42条第1項又は第2項の規定により採用された職員（以下「再雇用短時間勤務職員」という。）の職能給にあっては、当該額に、就業規則第7条第3項の規定により定められたその者の1週間当たりの勤務時間を別に定める時間で除して得た数（以下「週勤務時間指数」という。）を乗じて得た額）とする。ただし、就業規則第54条の規定により処分を受けた者の職能給については、これによらないことがある。
- 4 別表第2の2の適用を受ける再雇用職員の加算給は、その職員の属する級ごとに定める加算給の幅の中における加算給の号給（再雇用短時間勤務職員の加算給にあっては、当該加算給の額に当該再雇用短時間勤務職員の週勤務時間指数を乗じて得た額）による。ただし、就業規則第54条の規定により処分を受けた者、その他理事長が特に必要があると認める者の加算給の号給に

ついては、これによらないことがある。

- 5 独立行政法人都市再生機構の職員の職名に関する規程(平成27年独立行政法人都市再生機構規程第18号)に規定する職員(以下「特定業務職員」という。)の職能給は、その特定業務職員の採用時に従事することとされた特定業務職員の業務に関する規程(平成27年独立行政法人都市再生機構規程第19号)に定める業務内容に応じて同規程第3条の規定により定められた特定業務区分(以下「特定業務区分」という。)に応じて、別表第1の3に定める額とする。ただし、就業規則第54条の規定により処分を受けた者の職能給については、これによらないことがある。
- 6 別表第2の3の適用を受ける特定業務職員の加算給は、その特定業務職員の従事する特定業務区分ごとに定める加算給の幅の中における加算給の号給による。ただし、就業規則第54条の規定により処分を受けた者、その他理事長が特に必要があると認める者の加算給の号給については、これによらないことがある。
- 7 再雇用特定業務職員の職能給は、その職員の採用時に新たに従事することとされた特定業務区分に応じて別表第1の4に定める額(再雇用特定業務職員のうち就業規則第42条第1項又は第2項の規定により採用された職員(以下「再雇用短時間勤務特定業務職員」という。)の職能給にあっては、当該額に、就業規則第7条第3項の規定により定められたその者の1週間当たりの勤務時間を別に定める時間で除して得た数(以下「週勤務時間指数」という。)を乗じて得た額)とする。ただし、就業規則第54条の規定により処分を受けた者の職能給については、これによらないことがある。
- 8 別表第2の4の適用を受ける再雇用特定業務職員の加算給は、その職員の属する級ごとに定める加算給の幅の中における加算給の号給(再雇用短時間勤務特定業務職員の加算給にあっては、当該加算給の額に当該再雇用短時間勤務特定業務職員の週勤務時間指数を乗じて得た額)による。ただし、就業規則第54条の規定により処分を受けた者、その他理事長が特に必要があると認める者の加算給の号給については、これによらないことがある。
- 9 第2項、第4項、第6項及び第8項の規定により加算給を決定する場合において、理事長が、他の職員との権衡上必要があると認めるときは、その者の属する級における加算給の最高の号給を超えて加算給を決定することができる。

(昇給)

第6条 昇給は、職員の勤務成績に基づいて、毎年4月1日に行う。

- 2 職員が昇給したときにおいて受ける加算給の号給等は別に定める。
- 3 職員の昇給は、その属する級又は特定業務区分における加算給の最高の号給を超えて行うことができない。
- 4 前3項にかかわらず、理事長が特に必要があると認めた職員については、別に定めるところにより昇給させることができる。

(昇格・降格等)

第7条 職員が一の級から上位の級に昇格した場合には、当該昇格した日から昇格後の級の職能給を支給する。

- 2 職員が一の級から上位の級に昇格した場合には、当該昇格した日から昇格した日の属する年度の末日までの間は加算給は支給しない。
- 3 職員が一の級から下位の級に降格した場合には、当該降格した日から降格後の級の職能給を支給する。
- 4 職員が一の級から下位の級に降格した場合には、当該降格した日から降格後の級の最高の号給の加算給を支給する。
- 5 前4項にかかわらず、理事長が特に必要と認めた場合は、これによらないことがある。

(扶養手当)

第8条 扶養手当は、扶養親族のある職員（第17条の規定により職務給の支給を受ける者を除く。）に対して支給する。

- 2 前項の扶養親族は、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものとする。
 - 一 削除
 - 二 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
 - 三 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫及び弟妹
 - 四 満60歳以上の父母及び祖父母
 - 五 重度心身障害者
- 3 扶養手当は月額とし、その額は、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき13,000円、同項第3号から第5号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については一人につき6,500円とする。
- 4 扶養親族たる子のうち満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 新たに職員となった者（就業規則第41条第1項及び第42条第1項の規定により採用された再雇用職員及び再雇用特定業務職員を除く。）に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合には、その職員は、別に定めるところにより、就業規則第6条に定める人事担当職（以下「人事担当職」という。）に届け出てその認定を受けるものとする。
 - 一 新たに扶養親族としての要件を備えるに至った者がある場合
 - 二 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（第2項第2号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）
 - 三 子、父母等がある職員が配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）のいない職員となった場合（前

号に該当する場合を除く。)

四 子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

五 その他職員が新たに扶養手当の支給を受ける資格を有するに至った場合

6 扶養手当は、職員について前項第1号、第3号若しくは第5号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合には、その事実が生じた日の属する月からその支給を開始し、又はその支給額を改定する。ただし、同項の届出が事実を生じた日から1月を経過した後においてなされたときは、その届出を受理した日の属する月からその支給を開始し、又はその支給額を改定する。

7 扶養手当は、職員について扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合又は第5項第4号に掲げる事実が生じた場合には、その事実が生じた日の属する月の翌月からその支給を停止し、又はその支給額を改定する。

（地域間調整手当）

第9条 地域間調整手当は、別に定める区域に所在する事務所に勤務する職員に対して支給する。当該区域に近接する区域で別に定める区域に勤務する職員についても同様とする。

2 地域間調整手当は月額とし、その額は、職能給、加算給、扶養手当及び職務給の月額の合計額に、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

一 甲地 100分の9

二 乙地 100分の7

三 丙地 100分の5

四 丁地 100分の3

3 前項の甲地、乙地、丙地及び丁地は、別に定める。

4 前3項及び次条に定めるもののほか、地域間調整手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（異動保障）

第10条 前条の規定により地域間調整手当の支給を受けている職員が、その勤務する事務所を異にして異動を命ぜられたこと、又はその勤務する事務所が移転したこと（これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に勤務していた事務所に引き続き6月を超えて勤務していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として別に定める場合に限る。）により、当該職員の勤務する事務所に係る地域間調整手当の支給割合（前条第2項に規定する割合をいう。以下同じ。）が当該異動若しくは当該移転の日（以下「当該異動等の日」という。）の前日に勤務していた事務所に係る地域間調整手当の支給割合（前条第2項に規定する割合をいい、別に定める場合には、当該支給割合を超えない範囲で別に定める割合とする。以下この項において「当該異動等前の支給割合」という。）に達しないこととなるとき又は当該職員の勤務す

る事務所が前条第1項に規定する事務所に該当しないこととなるときは、前条の規定にかかわらず、当該職員に対して、当該異動等の日から3年を経過するまでの間（第2号に定める割合が当該異動等の日後に勤務する事務所に係る地域間調整手当の支給割合以下となるときは、当該異動等の日から1年を経過するまでの間。第3号に定める割合が当該異動等の日後に勤務する事務所に係る地域間調整手当の支給割合以下となるときは、当該異動等の日から2年を経過するまでの間。以下この項において同じ。）、職能給、加算給、扶養手当及び職務給の月額の合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域間調整手当を支給する。ただし、当該異動等の日から3年を経過するまでの間に、さらに当該職員がその勤務する事務所を異にして異動を命ぜられた場合その他別に定める場合における当該職員に対する地域間調整手当の支給については、別に定めるところによる。

- 一 当該異動等の日から同日以後1年を経過する日までの期間 当該異動等前の支給割合（当該異動等前の支給割合が当該異動等の日後に改定された場合にあっては、当該異動等の日の前日の当該異動等前の支給割合。次号及び第3号において同じ。）
- 二 当該異動等の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。）当該異動等前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合
- 三 当該異動等の日から同日以後3年を経過する日までの期間（前2号に掲げる期間を除く。）当該異動等前の支給割合に100分の60を乗じて得た割合
- 2 国家公務員、地方公務員又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人（同条第1号に規定する独立行政法人都市再生機構を除く。）その他これに準ずる法人で別に定めるものに使用される者（以下「国家公務員等」という。）であった者が、引き続き機構の職員となり、任用の事情、当該勤務することとなった日の前日における勤務地等を考慮して前項の規定による地域間調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員に対して別に定めるところにより、同項の規定に準じて、地域間調整手当を支給する。
- 3 再雇用職員及び再雇用特定業務職員に対する支給に当たっては、就業規則第41条第1項及び第42条第1項の規定による採用又は就業規則第41条第1項及び第2項並びに第42条第1項及び第2項の規定により採用された再雇用職員及び再雇用特定業務職員の期間に係る更新を、第1項に規定する事務所を異にして異動を命ぜられたこと又は事務所が移転したことに準じて取扱うことができるものとする。

（広域異動手当）

第10条の2 広域異動手当は、職員がその勤務する事務所を異にして異動を命ぜられた場合、又はその勤務する事務所が移転した場合において、当該異動又は移転（以下この条において「異動等」という。）に係る事務所間の距離（異動等の前日に勤務していた事務所の所在地と当該異動等の直後に勤務する事

務所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。) 及び住居と事務所との間の距離 (異動等の直前の住居と当該異動等の直後に勤務する事務所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。) がいずれも 60 キロメートル以上であるとき (当該住居と事務所との間の距離が 60 キロメートル未満であって、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と事務所との間の距離が 60 キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として、別に定める場合を含むものとする。) について、当該職員に対して支給するものとする。

2 広域異動手当は、月額とし、その額は、職能給、加算給、扶養手当及び職務給の月額の合計額に 100 分の 4 の割合を乗じて得た額とし、当該異動等の日から 3 年を経過するまでの間、支給するものとする。

ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に勤務していた事務所への異動等が予定されている場合、その他の広域異動手当を支給することが適當と認められない場合として別に定める場合は、この限りでない。

3 前 2 項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動等 (以下この項において「当初広域異動等」という。) の日から 3 年を経過する日までの間の異動等 (以下この項において「再異動等」という。) により前 2 項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなる場合については、当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当は、支給しないものとする。

4 国家公務員、地方公務員又は国家公務員退職手当法施行令 (昭和28年政令第215号) 第 9 条の 2 各号に掲げる法人 (同条第 1 号に規定する独立行政法人都市再生機構を除く。) その他これに準ずる法人で別に定めるものに使用される者 (以下「国家公務員等」という。) であった者が、引き続き機構の職員となり、任用の事情、当該勤務することとなった日の前日における勤務地等を考慮して、前 3 規定による広域異動手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員に対して別に定めるところにより、同項の規定に準じて、広域異動手当を支給する。

5 前 4 項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、第 9 条及び第 10 条に規定する地域間調整手当及び異動保障 (以下「地域間調整手当等」という。) の支給を受ける職員である場合における広域異動手当の支給割合については、前 4 項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域間調整手当等の支給割合を減じて得た割合とする。

この場合において、前 4 項に規定する広域異動手当の支給割合が当該地域間調整手当等の支給割合以下である場合については、広域異動手当は支給しないものとする。

6 前各項に定めるもののほか、広域異動手当の支給に関し必要な事項については、別に定める。

(住居手当)

第11条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。

- 一 自ら居住するための住宅(賃間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃(使用料を含む。以下本条において同じ。)を支払っている職員
 - 二 第12条第1項、第3項又は第4項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(独立行政法人都市再生機構宿舎規程(平成16年独立行政法人都市再生機構規程第22号。以下「宿舎規程」という。)第2条第1項に規定する宿舎その他別に定める住宅を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの
- 2 住居手当は月額とし、その額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額(当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額)とする。
- 一 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額
 - イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額
 - ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは17,000円)を11,000円に加算した額
 - 二 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)
- 3 次の各号の一に該当する職員は、第1項第1号に規定する職員には該当しないものとする。
- 一 宿舎規程の定めるところにより機構から宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員
 - 二 国、地方公共団体その他特別の法律により設置された法人で別に定めるものから貸与された宿舎に居住している職員
 - 三 配偶者、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族である者(職員の配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているもの及び第8条第2項に規定する扶養親族で、同条第5項の規定により認定を受けた者に限る。以下本号において同じ。)以外の者が所有し、又は借り受け、居住している住宅及び職員の扶養親族である者が所有する住宅並びに別に定めるこれらに準ずる住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員
- 4 前3項に定めるもののほか、住居手当の支給に關し必要な事項は、別に定める。

(単身赴任手当)

第12条 単身赴任手当は、事務所を異にする異動又は勤務する事務所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事務所の移転の直前の住居から当該異動又は事務所の移転の直後に勤務する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に対し、支給する。ただし、配偶者の住居から勤務する事務所に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円（別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額）とする。
- 3 国家公務員等であった者から引き続き機構の職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、機構の職員となった日の直前の住居から機構の職員となった日の直後に勤務する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 再雇用職員及び再雇用特定業務職員に対する支給に当たっては、就業規則第41条第1項及び第42条第1項の規定による採用又は就業規則第41条第1項及び第2項並びに第42条第1項及び第2項の規定により採用された再雇用職員及び再雇用特定業務職員の期間に係る更新を、第1項に規定する事務所を異にする異動又は勤務する事務所の移転に準じて取扱うことができる。
- 5 前4項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(時間外勤務手当)

第13条 時間外勤務手当は、就業規則第10条の規定により、勤務時間外又は休日における勤務を命ぜられた職員に対し、勤務1時間につき、職能給及び加算給並びにこれらに対する地域間調整手当及び広域異動手当並びに寒冷地手当の時間額に次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合（午後10時から翌日の午前5時までの間の勤務に対しては当該割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を支給する。

一 就業規則第9条に規定する休日以外の日における勤務

- | | | |
|---|------------------|----------|
| イ | 1か月60時間以下の時間外勤務 | 100分の125 |
| ロ | 1か月60時間を超える時間外勤務 | 100分の150 |

二 前号に掲げる勤務以外の勤務

- イ 1か月60時間以下の時間外勤務 100分の135
- ロ 1か月60時間を超える時間外勤務 100分の160

2 再雇用短時間勤務職員及び再雇用短時間特定業務職員が、就業規則第9条第4項に規定する休日以外の日において、就業規則第7条第3項の規定により定められた勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）を超えて勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が就業規則第7条第1項に規定する勤務時間に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項第1号中「100分の125」とあるのは、「100分の100」とし、「100分の150」とあるのは、「100分の125」とする。

（時間外勤務手当の支給制限）

第14条 時間外勤務手当は、第17条の規定により職務給の支給を受ける職員には支給しない。ただし、午後10時から翌日の午前5時までの間の勤務に対しては、勤務1時間につき、職能給、加算給及び職務給並びにこれらに対する地域間調整手当及び広域異動手当並びに寒冷地手当の時間額に100分の25を乗じて得た額を支給する。

（夜勤手当）

第15条 夜勤手当は、所定の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間の勤務を命ぜられた職員に対し、勤務1時間につき、職能給、加算給及び職務給並びにこれらに対する地域間調整手当及び広域異動手当並びに寒冷地手当の時間額に100分の25を得た額を支給する。

（管理職員特別勤務手当）

第16条 管理職員特別勤務手当は、第14条に該当する職員が、臨時又は緊急の必要等により就業規則第9条に定める休日に勤務した場合において、別に定めるところにより、当該勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内で別に定める額を支給する。ただし、当該休日における勤務時間等を考慮して、別に定める場合においては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。

2 前項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（職務給）

第17条 職務給は、別表第3に定める職にある職員又は再雇用職員（以下「役付職員」と総称する。）に対し、毎月、同表に定める額（再雇用短時間勤務職員にあっては、同表に定める額に当該再雇用短時間勤務職員の週勤務時間指數を乗じて得た額）を支給する。

2 新たに役付職員となった者又は役付職員として就業規則第34条の規定により復職を命ぜられた職員に対しては、その日から職務給を支給する。

3 職務給は、役付職員でなくなった者に対しては、当該役付職員でなくなった日まで、就業規則第32条第1項第3号、第4号又は第5号の規定により休職を命ぜられた役付職員に対しては、当該休職を命ぜられた日の前日まで支給する。

- 4 職務給の額を異にする役付職員となった者に対しては、その日から新たな額による職務給を支給する。
- 5 月の初日から末日に至るまでの全日数を勤務しなかった役付職員に対しては、その月分の職務給は支給しない。
- 6 第1項の規定による額が、独立行政法人都市再生機構役員給与規程（平成16年独立行政法人都市再生機構規程第5号）第4条各号に規定する役員の本給月額のうち最低のもの及びこれに対する特別地域手当の月額の合計額に別に定める割合を乗じて得た額から職員が受ける職能給、加算給及び扶養手当の月額の合計額を差し引いた額以上の額となる場合には、その者に対する職務給の月額は、第1項の規定にかかわらず、その差し引いた額に満たない別に定める額とする。

（特殊勤務手当）

第18条 特殊勤務手当は、危険手当、用地交渉等手当及び災害応急作業手当とする。

- 2 危険手当は、危険な調査又は工事の業務に従事する職員に対し、別に定めるところにより支給する。
- 3 用地交渉等手当は、事業に必要な土地の取得等に係る交渉又は事業により生ずる損失の補償に係る交渉（土地の取得等に係る交渉に該当するものを除く。）の業務に従事する職員に対し、別に定めるところにより支給する。
- 4 災害応急作業手当は、災害応急作業に従事する職員に対し、別に定めるところにより支給する。

（寒冷地手当）

第19条 寒冷地手当は、寒冷地に勤務する職員に対し、別に定めるところにより支給する。

（特別手当）

第20条 特別手当は、原則として、毎年2回夏期及び年末において、それぞれ別に定める日（以下この条において「基準日」という。）に在職する職員に対し、その都度定める日に支給する。

- 2 特別手当の額は、次の各号で算出した額の合計額とする。
 - 一 それぞれの基準日現在において職員が受けるべき職能給、加算給、扶養手当の月額（以下「職能給等月額」という。）及び職能給等月額に地域間調整手当及び広域異動手当の支給割合を乗じて得た額並びに職能給、加算給の月額及び職能給、加算給の月額に地域間調整手当及び広域異動手当の支給割合を乗じて得た額に別に定める各級に応じた割合を乗じて得た額並びに職能給、加算給の月額に別に定める職務の区分に応じた率を乗じて得た額に別に定める割合を乗じて得た額に別に定める割合を乗じて得た額に別に定める在職期間の割合を乗じて得た額
 - 二 それぞれの基準日現在において職員が受けるべき職能給、加算給の月額及び職能給、加算給の月額に地域間調整手当及び広域異動手当の支給割合を乗じて得た額並びに職能給、加算給の月額及び職能給、加算給の月額に

地域間調整手当及び広域異動手当の支給割合を乗じて得た額に別に定める各級に応じた割合を乗じて得た額並びに職能給、加算給の月額に別に定める職務の区分に応じた率を乗じて得た額に別に定める勤務成績に応じた割合を乗じて得た額に別に定める勤務期間に応じた割合を乗じて得た額
3 前2項に定めるもののほか、特別手当に關し必要な事項は、別に定める。
4 削除

(長期欠勤者の給与)

第21条 職員が結核性疾患により欠勤を始めた日から引き続き1年、その他の傷病により欠勤を始めた日から引き続き6月を超えてなお欠勤したときは、職能給及び加算給並びにこれらに対する地域間調整手当及び広域異動手当並びに寒冷地手当の日額に、当該欠勤の日数を乗じて得た額を職能給及び加算給並びにこれらに対する地域間調整手当及び広域異動手当並びに寒冷地手当の月額から控除する。

(給与の減額)

第22条 職員が前条に定める場合を除き、欠勤、遅参、早退等により勤務しない日又は時間があるときは、その勤務しない日又は時間につき、それぞれ職能給及び加算給並びにこれらに対する地域間調整手当及び広域異動手当の日額又は時間額に勤務しない日数又は時間数を乗じて得た額を職能給及び加算給並びにこれらに対する地域間調整手当及び広域異動手当の月額から控除する。ただし、次の各号の一に該当する場合で、就業規則に定める手続を経たものについては、この限りでない。

- 一 就業規則第22条第1項第1号及び第4号の規定による組合休暇を受ける場合
- 二 選挙権その他公民としての権利（被選挙権を除く。）を行使する場合
- 三 証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所その他の官公署へ出頭する場合
- 四 傷病、災害その他やむを得ない事由があると人事担当職が認めた場合

(休職者の給与)

第23条 就業規則第32条第1項(第4号及び第5号を除く。)の規定により休職を命ぜられた職員に対してはその休職期間中、職能給、加算給、扶養手当、地域間調整手当、広域異動手当、住居手当及び寒冷地手当の額に次に定める率を乗じて得た額を支給する。

- 一 就業規則第32条第1項第1号の規定により休職を命ぜられた場合には100分の80(就業規則第33条第1項ただし書の規定により延長された期間中にあっては100分の60)
- 二 就業規則第32条第1項第2号の規定により休職を命ぜられた場合には、当該休職期間が1年を経過するまでの間は100分の80、1年を経過した後は100分の60
- 三 就業規則第32条第1項第3号の規定により休職を命ぜられた場合には100分の60以内(ただし、寒冷地手当にあっては別に定めるところによる。)

2 就業規則第32条第1項第4号又は第5号の規定により休職を命ぜられた職員に対するその休職期間中の給与の額は、その都度定める額とする。

（介護休業期間中の給与）

第24条 職員が就業規則第21条に定める介護休業により勤務しない日又は時間があるときは、その勤務しない日又は時間につき、第22条本文の規定により計算した額を所定の給与の額から減額する。

2 就業規則第21条第5項の規定により部分休業する職員については、別に定めるところにより給与を減額する。

3 前2項に規定するもののほか、介護休業等を受ける職員の給与に関し必要な事項については、別に定めるところによる。

（育児休業期間中の給与等）

第25条 就業規則第20条第1項の規定により育児休業をする職員に対しては、その育児休業期間中の給与は支給しない。

2 育児休業をした職員が職務に復帰した場合には、その育児休業期間の2分の1を引き続き勤務したものとみなして、加算給月額を調整し、又は昇給期間を短縮することができる。

3 就業規則第20条第2項の規定により部分休業をする職員については、別に定めるところにより給与を減額する。

4 前3項に規定するもののほか、育児休業等をする職員の給与については、別に定めるところによる。

（配偶者同行休業期間中の給与等）

第25条の2 就業規則第21条の2第1項の規定により配偶者同行休業をする職員に対しては、その配偶者同行休業期間中の給与は支給しない。

2 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合には、その配偶者同行休業期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、加算給月額を調整し、又は昇給期間を短縮することができる。

3 前2項に規定するもののほか、配偶者同行休業をする職員の給与については、別に定めるところによる。

（採用された職員の給与）

第26条 採用された職員に対するその月分の職能給、加算給、扶養手当及び地域間調整手当は、採用した日から支給する。ただし、別に定める職員については、これに加え広域異動手当を支給できるものとする。

（退職者等の給与）

第27条 就業規則第36条第3号の規定により退職し、又は死亡した職員に対するその月分の職能給、加算給、扶養手当、地域間調整手当及び広域異動手当は、その全額を支給する。

2 就業規則第26条第2項若しくは就業規則第35条の規定により解雇され、就業規則第36条（第3号を除く。）の規定により退職し、又は就業規則第54条第3項の規定により免職された職員に対するその月分の職能給、加算給、扶養

手当、地域間調整手当及び広域異動手当は、その解雇され、退職し、又は免職された日まで支給する。

(日割計算の方法)

第28条 職能給、加算給、扶養手当、地域間調整手当、広域異動手当、職務給又は寒冷地手当を月の初日以外の日から支給する場合又は月の末日以外の日まで支給する場合におけるその月分のこれらの額は、次項に規定する職能給、加算給、扶養手当、地域間調整手当、広域異動手当、職務給又は寒冷地手当の日額に当該月の初日以外の日から月の末日までの休日を除く日数又は月の初日から当該月の末日以外の日までの休日を除く日数を乗じて得た額とする。

2 職能給、加算給、扶養手当、地域間調整手当、広域異動手当、職務給又は寒冷地手当の日額は、それぞれ職能給、加算給、扶養手当、地域間調整手当、広域異動手当、職務給又は寒冷地手当の月額をその月の休日を除く日数で除して得た額とする。

(給与の時間額の算出)

第29条 この規程に定める職能給、加算給及び職務給並びにこれらに対する地域間調整手当及び広域異動手当並びに寒冷地手当の時間額は、職能給、加算給及び職務給並びにこれらに対する地域間調整手当及び広域異動手当並びに寒冷地手当の月額を1月の所定勤務時間（別に定める1年間の勤務時間を12で除して得たものをいう。）で除して得た額とする。

(端数の処理)

第30条 この規程の定めるところによる給与の額の計算において生じた1円未満の端数の処理については、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和25年法律第61号）の定めるところに準じて行う。

(外国において勤務する職員の給与等)

第31条 外国において勤務する職員に対する給与の支給については、別に定めるところによる。

附 則

1 この規程は、平成16年7月1日から施行する。

2 機構の設立の際、旧都市基盤整備公団（以下「旧都市公団」という。）又は旧地域振興整備公団（以下「旧地域公団」という。）の職員であった者で、引き続き機構の職員となった者（以下「継続職員」という。）の在職期間の算定については、旧都市公団の職員であった期間（旧都市基盤整備公団職員給与規程（平成11年都市基盤整備公団規程第6号）附則第2項の規定により旧都市公団の在職期間と見なされた住宅・都市基盤整備公団の職員であった期間及び旧住宅・都市整備公団職員給与規程（昭和56年住宅・都市整備公団規程第6号）附則第2項の規定により旧住宅・都市整備公団の在職期間とみなされた旧日本住宅公団又は旧宅地開発公団の職員であった期間を含む。）又は旧地域公団の職員であった期間を機構の在職期間とみなす。

3 削除

4 勤務成績が特に良好な職員その他理事長が特に必要があると認めた職員に

ついては、別に定めるところにより、第6条第1項及び第2項の規定にかかわらず、その職員が現に受けている号給より8号給上位の号給まで昇給させることができる。

- 5 旧都市公団の主たる事務所（以下「旧都市公団本社」という。）の所在地を平成14年度における特殊法人の主たる事務所の移転のための関係法律の整備に関する法律（平成14年法律第57号）第6条の規定により変更した場合において、当該変更の日前から引き続き旧都市公団本社に勤務し、引き続き機構の主たる事務所（以下「機構本社」という。）に勤務する職員には、第9条の規定にかかわらず、別に定めるところにより、一定の期間、本給、扶養手当及び役職手当の月額の合計額に当該変更の日の前日の旧都市公団本社の所在していた地域に係る特別都市手当の支給割合（第9条第2項に規定する割合をいう。以下同じ。）を機構本社の所在する地域に係る特別都市手当の支給割合に至るまで段階的に引き下げた割合で別に定めるものを乗じて得た月額の特別都市手当を支給する。
- 6 平成16年6月30日以前から引き続き旧地域公団の主たる事務所（以下「旧地域公団本部」という。）に勤務し、同年7月1日以降引き続き機構本社に勤務する職員には、前項の規定を準用し、第9条の規定にかかわらず、別に定めるところにより、一定の期間、本給、扶養手当及び役職手当の月額の合計額に当該変更の日の前日の旧地域公団本部の所在していた地域に係る特別都市手当の支給割合（第9条第2項に規定する割合をいう。以下同じ。）を機構本社の所在する地域に係る特別都市手当の支給割合に至るまで段階的に引き下げた割合で別に定めるものを乗じて得た月額の特別都市手当を支給する。
- 7 前2項の規定の適用を受ける職員がその勤務する事務所を異にして異動した場合又は当該職員の勤務する事務所が移転した場合において、その異動若しくは移転（以下「異動等」という。）の直後に勤務することとなる事務所に係る特別都市手当の支給割合（以下「異動後の支給割合」という。）が異動等の日の前日に勤務していた事務所に引き続き勤務するものとした場合における当該事務所に係る前項の規定による特別都市手当の支給割合に達しないこととなるとき、又は異動等の直後に勤務することとなる事務所が第9条第1項に規定する事務所に該当しないこととなるときは、当該職員に対して、第9条又は第10条第1項の規定にかかわらず、異動等の日から2年を経過するまでの間（次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が当該異動等の日後に勤務する事務所に係る特別都市手当の支給割合以下となるときは、その以下となる日の前日までの間。以下この項において同じ。）、本給、扶養手当及び役職手当の月額の合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の特別都市手当を支給する。ただし、当該職員が異動等の日から2年経過するまでの間に更に勤務する事務所を異にして異動した場合その他別に定める場合における当該職員に対する特別都市手当の支給については、別に定めるところによる。

一 当該異動等の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動等の日

の前日に勤務していた事務所に引き続き勤務するものとした場合における当該事務所に係る前項の規定による特別都市手当の支給割合(次号において「みなし特例支給割合」という。)

二 当該異動等の日から同日以後2年を経過する日までの期間(前号に掲げる期間を除く。)みなし特例支給割合に100分の80を乗じて得た割合

8 旧都市基盤整備公団職員給与規程の一部を改正する規程(平成15年都市基盤整備公団規程第16号)による旧都市基盤整備公団職員給与規程第13条の改正規定(以下本項において単に「改正規定」という。)の施行の際現にこの改正規定による改正前の旧都市基盤整備公団職員給与規程第13条の規定の適用を受け、引き続き継続職員となった職員に対する当該適用に係るこの改正規定による改正後の旧都市基盤整備公団職員給与規程第13条の規定の適用については、同条第1項中「こと(これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に勤務していた事務所に引き続き6箇月を超えて勤務していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として別に定める場合に限る)」とあるのは「こと」と、「から2年を経過する」とあるのは「から3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」と、同項中「当該異動等の日から1年を経過する」とあり、及び同項第1号中「同日以後1年を経過する日」とあるのは、「平成17年3月31日」と、同項第2号中「2年を経過する日」とあるのは「3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」と、同条第2項中「前項」とあるのは「旧都市基盤整備公団職員給与規程の一部を改正する規程(平成15年都市基盤整備公団規程第16号)附則第2項の規定により読み替えて適用される前項」とする。

9 旧地域振興整備公団職員給与規程の一部を改正する規程(規程15第15号)による旧地域振興整備公団職員給与規程第10条の改正規定(以下本項において単に「改正規定」という。)の実施の際現に改正規定による改正前の旧地域振興整備公団職員給与規程第10条の規定の適用を受け、引き続き継続職員となった職員に対する当該適用に係るこの改正規定による改正後の地域振興整備公団職員給与規程第10条の規定の適用については、同条第3項中「場合(これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた事務所に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として別に定める場合に限る。)」とあるのは「場合」と、「いい、別に定める場合には当該支給割合を超えない範囲内で別に定める割合とする」とあるのは「いう」と、「から2年を経過する」とあるのは「から3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」と、同項中「当該異動等の日から1年を経過する」とあり、及び同項第1号中「同日以後1年を経過する日」とあるのは「平成17年3月31日」と、同項第2号中「2年を経過する日」とあるのは「3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」と、同条第4項中「前項」とあるのは「旧地域振興整備公団職員給与規程の一部を改正する規程(規程15第15号)附則第2項の規定により読み替えて適用される前項」とする。

附 則

この規程は、平成 16 年 10 月 28 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 19 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた級（以下「旧級」という。）が附則別表第一に掲げる級であった職員の切替日における級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める級とする。この場合において、6 級であった職員のうち、第 17 条に定める役職手当の支給率が 20% であった職員にあっては同欄の下段に掲げる級とし、その他の職員にあっては上段に定める級とする。

附則別表第一

旧 級	新 級
6 級	6 級
	7 級
7 級	8 級

- 3 新級が附則別表第二に掲げられている級である職員の切替日における号給は、切替日の前日における号給の号数から新級に対応する同表の減じる数欄に定める数を減じて得た号数の号給とする。

附則別表第二

新 級	減じる数
4 級	4
6 級	20
7 級	36
8 級	8

- 4 切替日の前日から引き続き同一の号給表（再雇用職員にあっては、本給表）の適用を受ける職員で、平成 24 年 4 月 1 日においてその者の受ける号給表上の本給額が切替日の前日において受けていた本給額（当該本給額に 100 分の 99.1 を乗じて得た額とし、その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に達しないこととなる職員には、平成 26 年 6 月 30 日までの間、平成 24 年 4 月 1 日においてその者の受ける本給額（独立行政法人都市再生機構給与規程の一部を改正する規程（平成 22 年 11 月 17 日規程第 33 号。以下「平成 22 年改正規程」という。）附則第 2 項の規定により給与の支給を受ける者にあっては、同項に定める額。以下「基礎本給額」という。）のほか、その差額（平成 22 年改正規程附則第 2 項の規定により給与の支給を受ける者にあっては、当該額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額。以下「減額前差額」という。）の 2 分の 1 に相当する額（減額前差額の 2 分の 1 に相当する額が

10,000 円を超えるときは、減額前差額から 10,000 円を減じた額。以下「減額後差額」という。) を本給として支給する。この場合において、平成 24 年 4 月 2 日から平成 26 年 6 月 30 日までの間においてその者の受ける号給表上の本給額に変更を生じた職員には、当該変更を生じた日から平成 26 年 6 月 30 日までの間、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額を本給として支給する。

一 変更を生じた日における本給額(平成 22 年改正規程附則第 2 項の規定により給与の支給を受ける者にあっては、同項に定める額。以下「変更後本給の額」という。)が基礎本給額と減額後差額との合計額(以下「保障本給額」という。)に達しない職員 保障本給額

二 変更後本給の額が保障本給額以上となる職員 変更後本給の額

5 切替日前に独立行政法人都市再生機構職員就業規則(平成 16 年独立行政法人都市再生機構規程第 3 号)第 20 条に定める育児休業による休業期間がある職員及び別に定める職員について、前項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には別に定めるところにより同項の規定に準じて本給を支給する。

6 平成 22 年 3 月 31 日までの間における次の表の左欄に掲げるこの規程による改正後の規程第 9 条第 2 項各号の規定の適用については、これら規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 9 条第 2 項第 1 号	100 分の 9	100 分の 9 を超えない範囲で別に定める割合
第 9 条第 2 項第 2 号	100 分の 7	100 分の 7 を超えない範囲で別に定める割合
第 9 条第 2 項第 3 号	100 分の 5	100 分の 5 を超えない範囲で別に定める割合
第 9 条第 2 項第 4 号	100 分の 3	100 分の 3 を超えない範囲で別に定める割合

7 この規程の施行の際現に改正前の規程第 10 条の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る異動等に係る地域間調整手当の支給及び切替日の前日において改正前の規程第 9 条の規定の適用を受けている職員が切替日にその勤務する事務所を異にして異動した場合又はこれらの職員の勤務する事務所が切替日に移転した場合における当該職員に対する当該異動等に係る地域間調整手当の支給に関する改正後の規程第 10 条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 1 項	前条の規定により	この規程による改正前の前条の規定により特別都
-------	----------	------------------------

	地域間調整手当の	市手当の
	地域間調整手当の支給割合（前条第2項に規定する割合をいい）	特別都市手当の支給割合（この規程による改正前の前条第2項に規定する割合をいい）
第2項	前項の規定による地域間調整手当	この規程による改正前の前項の規定による特別都市手当

8 この規程の施行の日の前日に改正前の規程第18条に定める手当のうち住宅管理手当の支給を受けている職員で引き続き同一の事務所に勤務する職員には、この規程の施行の日から平成19年5月31日までの間、なお従前の例により当該手当を支給する。

附 則

- 1 この規程は、平成19年12月1日から施行する。ただし、改正後の独立行政法人都市再生機構給与規程（以下「改正後の規程」という。）第2条第1項、第3条第2項及び第4項、第10条の2、第13条、第15条、第20条第2項、第21条、第22条、第23条、第26条、第27条、第28条及び第29条は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規程（前項に掲げる改正後の規程の規定及び第4条第1項の改正規定を除く。）による改正後の規程の規定は、平成19年4月1日から適用する。
- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の独立行政法人都市再生機構職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内扱いとみなす。
- 4 平成21年3月31日までの間における第10条の2第2項に規定する「100分の4の割合」とあるのは「100分の3の割合」とする。

附 則

この規程は、平成20年6月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。
- 2 当分の間、職員（再雇用職員を除く。）のうちその者に適用される号給が

その属する級における最低の号給でないもの（平成 24 年 7 月 1 日から平成 26 年 6 月 30 日までの間においては、その属する級が 5 級以上であるものに限る。以下「特定職員」という。）に対する給与の支給に当たっては、当該特定職員が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（特定職員以外の者が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、本給額について、当該特定職員の号給表上の本給額（以下「本来本給額」という。）に 100 分の 98.5 を乗じて得た額（当該特定職員の本来本給額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額が、当該特定職員の属する級における最低の号給の本来本給額に達しない場合にあっては、当該特定職員の属する級における最低の号給の本来本給額）とする。

附 則

この規程は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 当分の間、この規程による改正後の独立行政法人都市再生機構職員給与規程（以下単に「改正後の規程」という。）第 17 条に定める役職手当の支給を受ける職員（再雇用職員を除く。以下「役職手当対象職員」という。）の 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（役職手当対象職員以外の者が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後に役職手当対象職員となった場合にあっては、役職手当対象職員となった日）以後の役職手当の額は、改正後の規程第 17 条の規定による額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額とする。
- 3 この規程の施行の日の前日にこの規程による改正前の独立行政法人都市再生機構職員給与規程（以下「改正前の規程」という。）第 17 条に規定する役職手当の支給を受けていた職員で、この規程の施行の日以後は改正後の規程第 17 条に規定する役職手当の支給を受けることとなる職員のうち、この規程の施行の日における改正後の規程第 17 条の規定による役職手当の額（前項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額。以下「改正日役職手当の額」という。）がこの規程の施行の日の前日において支給を受けていた役職手当の額に達しないこととなる職員には、平成 25 年 3 月 31 日までの間、改正日役職手当の額のほか、その差額の 2 分の 1 に相当する額を役職手当（以下「平成 24 年度役職手当」という。）として支給する。この場合において、この規程の施行の日の翌日から平成 25 年 3 月 31 日までの間において改正後の規程第 17 条の規定による役職手当の額に変更を生じた職員には、当該変更を生じた日から平成 25 年 3 月 31 日までの間、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額を役職手当として支給する。
 - 一 変更を生じた日における改正後の規程第 17 条の規定による役職手当の額（前項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額。以下「変更後役職手当の額」という。）が平成 24 年度役職手当の額に達しない職員 平成 24 年度役職手当の額

二 変更後役職手当の額が平成 24 年度役職手当の額以上となる職員 変更 後役職手当の額

- 4 この規程の施行の日の前日に改正前の規程第 17 条に規定する役職手当(支給率が 8 %であるものに限る。)の支給対象であった職(以下「8 %支給対象職」という。)にあり、同日において同条に規定する役職手当の支給を受けていた職員で、この規程の施行の日以後は改正後の規程第 17 条に規定する役職手当の支給を受けないこととなる職員には、当該職員がこの規程の施行の日以後も引き続き 8 %支給対象職にある場合に限り、平成 27 年 3 月 31 日までの間、この規程の施行の日の前日に支給を受けていた役職手当の額を役職手当として支給する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 24 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 当分の間、職員(再雇用職員を除く。)のうちその者に適用される号給が 2 級特号でないものに対する給与(時間外勤務手当及び夜勤手当を除く。)の支給に当たっては、本給額について、当該職員の号給表上の本給額(独立行政法人都市再生機構職員給与規程の一部を改正する規程(平成 19 年独立行政法人都市再生機構規程第 21 号)附則第 4 項又は独立行政法人都市再生機構職員給与規程の一部を改正する規程(平成 22 年独立行政法人都市再生機構規程第 33 号)附則第 2 項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該各項に定める額)に 100 分の 99 を乗じて得た額とする。

附 則

この規程は、平成 24 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 平成 26 年 7 月 1 日(以下「移行日」という。)においてその属する級が 4 級又は 5 級である職員のうち平成 12 年以前大学卒職員又は高校等卒職員に係る 4 級又は 5 級の職能給及び加算給の額は、この規程による改正後の独立行政法人都市再生機構職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)第 4 条及び第 4 条の 2 の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる表に定める額とする。

- 一 平成 10 年以前大学卒職員及び高校卒等職員 附則別表第 1 に定める職能給の額及び附則別表第 3 に定める加算給の額
- 二 平成 11 年又は平成 12 年大学卒職員 附則別表第 2 に定める職能給の額及び附則別表第 4 に定める加算給の額
- 3 移行日の前日にこの規程による改正前の独立行政法人都市再生機構職員給与規程（以下「改正前の規程」という。）別表第 1 に定める号給表による本給又は別表第 3 に定める役職手当を受けていた職員で、移行日以後は改正後の規程別表第 1 の 1 に定める職能給（前項各号の職員にあっては、当該各号に掲げる職員の区分に応じ、附則別表第 1 又は附則別表第 2 に定める職能給とする。以下同じ。）、別表第 2 の 1 に定める加算給（前項各号の職員にあっては、当該各号に掲げる職員の区分に応じ、附則別表第 3 又は附則別表第 4 に定める加算給とする。以下同じ。）又は別表第 3 に定める職務給の支給を受けることとなる職員の受ける加算給の号給は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる号給とする。
 - 一 その属する級が 5 級以下である職員及びその属する級が 6 級以上であつて改正後の規程別表第 3 に定める職務給の支給を受けない職員 その職員の属する級ごとに定める加算給の幅の中における加算給の号給のうち、移行日の前日において受けていた改正前の規程別表第 1 に定める号給表による本給額（以下「移行前本給額」という。）から移行日において受ける職能給の額を減じて得た額（以下「5 級以下等差額」という。）と同額となる加算給の号給（同額となる加算給の号給が存在しない場合のうち、5 級以下等差額がその職員の属する級における加算給の最高の号給に満たない場合にあっては、その職員の属する級ごとに定める加算給の幅の中において 5 級以下等差額を上回る加算給の号給のうち最低の号給とし、5 級以下等差額がその職員の属する級における加算給の最高の号給を上回る場合にあっては、当該最高の号給とする。）
 - 二 前号に掲げる職員以外の職員（8 級職員のうち、改正後の規程別表第 2 の 1 に定める加算給の支給を受けない職務に就いている職員を除く。）その職員の属する級ごとに定める加算給の幅の中における加算給のうち、移行前本給額、移行日の前日において受けていた改正前の規程別表第 3 に定める役職手当の額（以下「移行前役職手当額」という。）及び平成 26 年 6 月 16 日に支給された扶養手当の額（以下「移行前扶養手当額」という。）の合計額から移行日において受ける職能給の額及び職務給の額の合計額を減じて得た額（以下「6 級以上差額」という。）と同額となる加算給の号給（同額となる加算給の号給が存在しない場合のうち、6 級以上差額がその職員の属する級における加算給の最高の号給に満たない場合にあっては、その職員の属する級ごとに定める加算給の幅の中において 6 級以上差額を上回る加算給の号給のうち最低の号給とし、6 級以上差額がその職員の属する級における加算給の最高の号給を上回る場合にあっては、その職員の属する級における加算給の最高の号給とする。）

- 4 次の各号に掲げる職員については、移行日の属する年度においては、加算給は支給しない。
- 一 前項第1号に掲げる職員のうち、移行前本給額が移行日において受ける職能給の額と同額以下である職員
 - 二 前項第2号に掲げる職員のうち、移行前本給額、移行前役職手当額及び移行前扶養手当額の合計額が移行日において受ける職能給の額及び職務給の額の合計額と同額以下である職員
- 5 次の各号に掲げる職員については、当該各号に掲げる職員の区分に応じ、原則として移行日から平成27年3月31日までの間にあっては当該各号に掲げる額（以下「当初差額」という。）を、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間にあっては当初差額から当初差額に3分の1を乗じて得た額に相当する額を減じた額を、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間にあっては当初差額から当初差額に3分の2を乗じて得た額に相当する額を減じた額を、それぞれ調整給として支給する。
- 一 第3項第1号に掲げる職員のうち、5級以下等差額がその職員の属する級における加算給の最高の号給を上回る職員 移行前本給額並びにこれに対する地域間調整手当及び広域異動手当の合計額から移行日において受ける職能給、加算給並びにこれらに対する地域間調整手当及び広域異動手当の合計額を減じて得た額
 - 二 第3項第2号に掲げる職員のうち、6級以上差額がその職員の属する級における加算給の最高の号給を上回る職員 移行前本給額、移行前役職手当額及び移行前扶養手当額並びにこれらに対する地域間調整手当及び広域異動手当の合計額から移行日において受ける職能給、加算給、職務給並びにこれらに対する地域間調整手当及び広域異動手当の合計額を減じて得た額
- 6 前項の規定にかかわらず、調整給の支給を受ける職員のうち、平成25年4月1日から移行日の前日までの間において上位の級又は職務に昇格又は昇進した職員については、当該昇格又は昇進があった日から2年が経過した日以後における最初の3月31日までの間、当初差額を調整給として支給する。この場合において、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間において上位の級又は職務に昇格又は昇進した職員については、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間、当初差額から当初差額に2分の1を乗じて得た額に相当する額を減じた額を調整給として支給する。
- 7 前2項の規定に基づく調整給の支給を受ける職員が移行日から平成29年3月31日までの間において上位の級又は職務に昇格又は昇進等した場合において、当該職員が当該昇格又は昇進等した後に受ける職能給、加算給、職務給並びにこれらに対する地域間調整手当及び広域異動手当の額の合計額が、当該昇格又は昇進等する前において受けていた職能給、加算給、職務給並びにこれらに対する地域間調整手当及び広域異動手当の額の合計額を上回る場合における調整給の支給に当たっては、前2項の規定による調整給の額から、

当該差額を減じた額を調整給として支給することとし、当該差額が前2項の規定による調整給の額以上となる場合には、調整給は支給しない。

8 前3項の規定による調整給の支給を受ける職員に対する改正後の規程の適用については、次の表の左欄に掲げる改正後の規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第13条第1項、第14条、第15条、第21条及び第29条	寒冷地手当	寒冷地手当並びに調整給
第17条第6項	職能給、加算給	職能給、加算給、調整給
第20条第2項第1号及び第2号	職能給、加算給	職能給、加算給、調整給
第22条	広域異動手当	広域異動手当並びに調整給
第23条第1項	及び寒冷地手当	、寒冷地手当及び調整給
第27条第1項及び第2項	及び広域異動手当	、広域異動手当及び調整給
第28条第1項及び第2項	又は寒冷地手当	、寒冷地手当又は調整給

9 平成30年3月31日までの間、加算給の支給を受ける職員（以下「加算給対象職員」という。）に対する給与の支給に当たっては、当該加算給対象職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（加算給対象職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に加算給対象職員となった場合にあっては、加算給対象職員となった日）以後の職能給及び加算給の額は、当該加算給対象職員の受ける職能給及び加算給の額にそれぞれ100分の98.5を乗じて得た額とする。ただし、当該加算給対象職員の受ける職能給及び加算給の額にそれぞれ100分の98.5を乗じて得た額の合計額が、当該加算給対象職員の受ける職能給の額（以下「本来職能給額」という。）に達しない場合にあっては、当該加算給対象職員の職能給の額は本来職能給額とし、加算給は支給しない。

10 平成30年3月31日までの間、職務給の支給を受ける職員（再雇用職員を除く。以下「職務給対象職員」という。）の55歳に達した日後における最初の4月1日（職務給対象職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に職務給対象職員となった場合にあっては、職務給対象職員となった日）以後の職務給の額は、当該職務給対象職員の受ける職務給の額に100分の98.5を乗じて得た額とする。

11 平成30年3月31日までの間、調整給の支給を受ける職員（以下「調整給対象職員」という。）に対する給与の支給に当たっては、当該調整給対象職員が55歳に達した日後における最初の4月1日以後の調整給の額は、当該調整給対象職員の受ける調整給の額に100分の98.5を乗じて得た額とする。

12 移行日の前日において独立行政法人都市再生機構給与規程の一部を改正す

る規程（平成 24 年規程第 36 号）附則第 4 項（以下「平成 24 年 4 月改正規程附則第 4 項」という。）に規定する額（以下「8 % 役職手当相当額」という。）を支給されていた職員に対する給与の支給に当たっては、当該職員が制度移行日以後も引き続き平成 24 年 4 月改正規程附則第 4 項に規定する 8 % 支給対象職にある場合に限り、平成 27 年 3 月 31 日までの間、平成 24 年 4 月改正規程附則第 4 項の規定に準じて取り扱うことができるものとする。

附則別表第1**職員職能給表**

(単位:円)

4級	5級
344,900	414,400

附則別表第2**職員職能給表**

(単位:円)

4級	5級
344,900	409,300

附則別表第3**加算給号給表**

(単位:円)

	4級	5級
1号	1,000	1,500
2号	2,000	3,000
3号	3,000	4,500
4号	4,000	6,000
5号	5,000	7,500
6号	6,000	9,000
7号	7,000	10,500
8号	8,000	12,000
9号	9,000	13,500
10号	10,000	15,000
11号	11,000	16,500
12号	12,000	18,000
13号	13,000	19,000
14号	14,000	20,000
15号	15,000	21,000
16号	16,000	22,000
17号	17,000	23,000
18号	18,000	24,000
19号	19,000	25,000
20号	20,000	26,000
21号	21,000	27,000
22号	22,000	28,000
23号	23,000	29,000
24号	24,000	30,000
25号	25,000	31,000
26号	26,000	32,000
27号	27,000	33,000
28号	28,000	34,000
29号	29,000	35,000
30号	30,000	36,000
31号	31,000	37,000
32号	32,000	38,000
33号	33,000	39,000
34号	34,000	40,000
35号	35,000	41,000
36号	36,000	42,000

	4級	5級
49号	49,000	
50号	50,000	
51号	51,000	
52号	52,000	
53号	53,000	
54号	54,000	
55号	55,000	
56号	56,000	
57号	57,000	
58号	58,000	
59号	59,000	
60号	60,000	
61号	61,000	
62号	62,000	
63号	63,000	
64号	64,000	
65号	65,000	
66号	66,000	
67号	67,000	
68号	67,100	
69号	67,200	
70号	67,300	
71号	67,400	
72号	67,500	
73号	67,600	
74号	67,700	
75号	67,800	
76号	67,900	
77号	68,000	
78号	68,100	
79号	68,200	
80号	68,300	
81号	68,400	
82号	68,500	
83号	68,600	
84号	68,700	

37号	37,000	43,000
38号	38,000	44,000
39号	39,000	45,000
40号	40,000	46,000
41号	41,000	46,500
42号	42,000	47,000
43号	43,000	47,500
44号	44,000	48,000
45号	45,000	48,500
46号	46,000	49,000
47号	47,000	49,500
48号	48,000	50,000

85号	68,800
86号	68,900
87号	69,000
88号	69,100
89号	69,200
90号	69,300
91号	69,400
92号	69,500

附則別表第4

加算給号給表

(単位:円)

	4級	5級
1号	1,000	1,500
2号	2,000	3,000
3号	3,000	4,500
4号	4,000	6,000
5号	5,000	7,500
6号	6,000	9,000
7号	7,000	10,500
8号	8,000	12,000
9号	9,000	13,500
10号	10,000	15,000
11号	11,000	16,500
12号	12,000	18,000
13号	13,000	19,500
14号	14,000	21,000
15号	15,000	22,500
16号	16,000	24,000
17号	17,000	25,000
18号	18,000	26,000
19号	19,000	27,000
20号	20,000	28,000
21号	21,000	29,000
22号	22,000	30,000
23号	23,000	31,000
24号	24,000	32,000
25号	25,000	33,000
26号	26,000	34,000
27号	27,000	35,000
28号	28,000	36,000
29号	29,000	37,000
30号	30,000	38,000
31号	31,000	39,000
32号	32,000	40,000
33号	33,000	41,000
34号	34,000	42,000
35号	35,000	43,000
36号	36,000	44,000
37号	37,000	45,000
38号	38,000	46,000
39号	39,000	47,000
40号	40,000	48,000
41号	41,000	49,000
42号	42,000	50,000
43号	43,000	51,000
44号	44,000	52,000

(単位:円)

	4級	5級
45号	45,000	52,500
46号	46,000	52,600
47号	47,000	52,700
48号	48,000	52,800
49号	49,000	52,900
50号	49,600	53,000
51号	49,700	
52号	49,800	
53号	49,900	
54号	50,000	
55号	50,100	
56号	50,200	
57号	50,300	
58号	50,400	
59号	50,500	
60号	50,600	
61号	50,700	
62号	50,800	
63号	50,900	
64号	51,000	
65号	51,100	
66号	51,200	
67号	51,300	
68号	51,400	
69号	51,500	
70号	51,600	
71号	51,700	
72号	51,800	
73号	51,900	
74号	52,000	
75号	52,100	
76号	52,200	
77号	52,300	
78号	52,400	
79号	52,500	
80号	52,600	
81号	52,700	
82号	52,800	
83号	52,900	
84号	53,000	

附 則

- 1 この規程は、平成 26 年 12 月 1 日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人都市再生機構職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成 26 年 7 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の独立行政法人都市再生機構職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則

- 1 この規程は、平成 26 年 12 月 1 日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人都市再生機構職員給与規程の一部を改正する規程（以下「改正後の平成 24 年 12 月改正規程」という。）の規定は、平成 26 年 4 月 1 日から同年 6 月 30 日までの間において適用する。
- 2 改正後の平成 24 年 12 月改正規程による改正後の独立行政法人都市再生機構職員給与規程（平成 16 年独立行政法人都市再生機構規程第 6 号。以下「改正後の平成 24 年 12 月改正規程による改正後の職員給与規程」という。）の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の独立行政法人都市再生機構職員給与規程の一部を改正する規程による改正後の独立行政法人都市再生機構職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の平成 24 年 12 月改正規程による改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則

- 1 この規程は、平成 26 年 12 月 1 日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人都市再生機構職員給与規程の一部を改正する規程（以下「改正後の平成 26 年 7 月改正規程」という。）の規定は、平成 26 年 7 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の平成 26 年 7 月改正規程による改正後の独立行政法人都市再生機構職員給与規程（平成 16 年独立行政法人都市再生機構規程第 6 号。以下「改正後の平成 26 年 7 月改正規程による改正後の職員給与規程」という。）の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の独立行政法人都市再生機構職員給与規程の一部を改正する規程による改正後の独立行政法人都市再生機構職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の平成 26 年 7 月改正規程による改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 28 年 2 月 1 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

- 2 この規程による改正後の独立行政法人都市再生機構職員給与規程（平成 16 年独立行政法人都市再生機構規程第 6 号。以下「改正後の規程」という。）の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の独立行政法人都市再生機構職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則

この規程は、平成 28 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 28 年 12 月 1 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この規程による改正後の独立行政法人都市再生機構職員給与規程（平成 16 年独立行政法人都市再生機構規程第 6 号。以下「改正後の規程」という。）の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の独立行政法人都市再生機構職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則

この規程は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 2 年 3 月 31 日までの間、平成 29 年 4 月 1 日以降 6 級に昇格した職員のうち次の各号に掲げる職員に係る 6 級の職能給の額は、この規程による改正後の独立行政法人都市再生機構職員給与規程（平成 16 年独立行政法人都市再生機構規程第 6 号）第 4 条の規定による額から当該各号に定める額を減じた額とする。
 - 一 平成 10 年以前大学卒職員及び高校卒等職員のうち一の年度（6 級に昇格した日の属する年度より前の年度。以下同じ。）の 5 級の職務を経て 6 級に昇格した職員
6 級に昇格した日の属する年度においては 12,000 円、6 級に昇格した日の属する年度の翌年度においては 6,000 円
 - 二 平成 10 年以前大学卒職員及び高校卒等職員のうち二の年度の 5 級の職務を経て 6 級に昇格した職員
6 級に昇格した日の属する年度においては 6,000 円
 - 三 平成 11 年又は平成 12 年大学卒職員のうち一の年度の 5 級の職務を経て 6 級に昇格した職員
6 級に昇格した日の属する年度においては 18,000 円、6 級に昇格した日の属する年度の翌年度においては 12,000 円、6 級に昇格した日の属する年度の翌々年度においては 6,000 円

四 平成 11 年又は平成 12 年大学卒職員のうち二の年度の 5 級の職務を経て 6 級に昇格した職員

6 級に昇格した日の属する年度においては 12,000 円、6 級に昇格した日の属する年度の翌年度においては 6,000 円

五 平成 11 年又は平成 12 年大学卒職員のうち三の年度の 5 級の職務を経て 6 級に昇格した職員

6 級に昇格した日の属する年度においては 6,000 円

六 平成 13 年以後大学卒職員のうち一又は二の年度の 5 級の職務を経て 6 級に昇格した職員

6 級に昇格した日の属する年度においては 18,000 円、6 級に昇格した日の属する年度の翌年度においては 12,000 円、6 級に昇格した日の属する年度の翌々年度においては 6,000 円

七 平成 13 年以後大学卒職員のうち三の年度の 5 級の職務を経て 6 級に昇格した職員

6 級に昇格した日の属する年度においては 12,000 円、6 級に昇格した日の属する年度の翌年度においては 6,000 円

八 平成 13 年以後大学卒職員のうち四の年度の 5 級の職務を経て 6 級に昇格した職員

6 級に昇格した日の属する年度においては 6,000 円

附 則

- 1 この規程は、平成 29 年 12 月 1 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この規程による改正後の独立行政法人都市再生機構職員給与規程（平成 16 年独立行政法人都市再生機構規程第 6 号。以下「改正後の規程」という。）の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の独立行政法人都市再生機構職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内扱いとみなす。

附 則

- 1 この規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間は、第 8 条第 3 項の規定の適用については、同項中「前項第 1 号及び第 3 号から第 5 号に該当する扶養親族については 6,500 円、同項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき 10,000 円」とあるのは「前項第 1 号に該当する扶養親族については 10,000 円、同項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき 8,000 円（職員に配偶者がない場合にあってはそのうち一人については、10,000 円）、同項第 3 号から第 5 号までに該当する扶養親族（以下「父母等」という。）については、一人につき 6,500 円（職員に配偶者がない場合にあってはそのうち一人については、9,000 円）」とする。

附 則

- 1 この規程は、平成 30 年 12 月 1 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

- 2 この規程による改正後の独立行政法人都市再生機構職員給与規程（平成16年独立行政法人都市再生機構規程第6号。以下「改正後の規程」という。）の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の独立行政法人都市再生機構職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和元年12月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
- 2 令和元年12月1日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き職員加算給付表（以下「加算給表」という。）の適用を受ける職員で、切替日においてその者の受ける加算給表上の加算給額が切替日の前日において受けている加算給額に達しないこととなる職員には、切替日の前日においてその者が属していた級に引き続き属している間は、切替日においてその者の受ける加算給額のほか、その差額に相当する額を加算給として支給し、切替日の前日においてその者が属していた級から切替日以降上位の級に昇格し、その昇格後の加算給が当該差額に相当する額に達するまでの間は、当該差額に相当する額を加算給として支給する。
- 3 この規程による改正後の独立行政法人都市再生機構職員給与規程（平成16年独立行政法人都市再生機構規程第6号。以下「改正後の規程」という。）の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の独立行政法人都市再生機構職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年4月1日（以下この項において「施行日」という。）の前日において、この規程による改正前の独立行政法人都市再生機構職員給与規程（平成16年独立行政法人都市再生機構規程第6号。以下「給与規程」という。）第11条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（賃間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、施行日から令和3年3月31日までの間、この規程による改正後の給与規程第11条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。
- 一 この規程による改正後の給与規程第11条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員
- 二 旧手当額からこの規程による改正後の給与規程第11条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超える

ることとなる職員

- 3 前項に定めるもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和4年12月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

- 2 令和4年12月1日（以下「切替日」という。）の前日において、独立行政法人都市再生機構職員給与規程の一部を改正する規程（令和元年規程第10号）附則第2項の適用を受ける職員は、切替日の前日においてその者が属していた級に引き続き属している間は、切替日の前日においてその者の受けた職能給額及び加算給額の合計額から、この規程による改正後の職能給額を差し引いた額を加算給として支給する。

当該職員が令和4年12月1日以降上位の級に昇格した場合は、その昇格した日以降適用を受ける職能給額及び加算給額の合計額が、昇格の前日時点における職能給額及び加算給額の合計額を上回るまでの間、昇格の前日時点における職能給額及び加算給額の合計額から、昇格後の職能給額を差し引いた額を加算給として支給する。

- 3 この規程による改正後の独立行政法人都市再生機構職員給与規程（平成16年独立行政法人都市再生機構規程第6号。以下「改正後の規程」という。）の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の独立行政法人都市再生機構職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則

- 1 この規程は、令和5年12月1日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人都市再生機構職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、同年4月1日から適用する。

- 2 令和5年12月1日（以下「切替日」という。）の前日において、独立行政法人都市再生機構職員給与規程の一部を改正する規程（令和元年規程第10号）附則第2項の適用を受ける職員の加算給は、当該規定及び独立行政法人都市再生機構職員給与規程の一部を改正する規程（令和4年規程第8号）附則第2項の規定に関わらず、当該職員に適用される加算給号給表の月額を支払うものとする。

- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の独立行政法人都市再生機構職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

- 2 当分の間、職員（再雇用職員又は再雇用特定業務職員を除く。）の職能給及

び加算給の月額は、当該職員が年齢満60歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員に適用される職能給表及び加算給号給表の月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下同じ。）とする。

- 3 前項の場合において、特定業務職員Cが年齢満60歳に達した日後における最初の3月31日に受ける職能給及び加算給に年齢満60歳に達した日の属する年度における総合評定結果に基づき昇給を行ったとした場合の額の合計額に100分の70を乗じて得た額が、当該職員の年齢満60歳に達した日後における最初の3月31日における級に応じた別表第1の4に定める額（以下、別表に定める額という。）を下回る場合には、別表に定める額を支給する。また、再雇用特定業務職員Cの職能給は、第5条第7項の規定にかかわらず、当該職員が年齢満60歳に達した日後における最初の3月31日に受ける職能給及び加算給に年齢満60歳に達した日の属する年度における総合評定結果に基づき昇給を行ったとした場合の額の合計額に100分の70を乗じて得た額が、就業規則第41条第1項及び第2項並びに第42条第1項及び第2項による採用により新たに従事することとされた職務の級又は就業規則第41条第1項及び第2項並びに第42条第1項及び第2項の規定により採用された再雇用職員の期間に係る更新により従事することとされた職務の級に応じた別表に定める額を下回る場合には、別表に定める額を支給する。
- 4 前2項の場合において、第9条から第10条の2まで、第13条から第15条まで、第20条から第23条まで、第25条、第25条の2、第27条から第29条までにおける「職能給」又は「加算給」は、100分の70を乗じて得た額をいうものとする。
- 5 独立行政法人都市再生機構職員就業規則の一部を改正する規程（令和5年独立行政法人都市再生機構規程第6号）による改正前の独立行政法人都市再生機構職員就業規則（以下「改正前の就業規則」という。）第41条第1項若しくは第2項若しくは第42条第1項若しくは第2項の規定により採用された再雇用職員又は改正前の就業規則第41条第3項若しくは第42条第3項の規定により再雇用期間の更新を行った再雇用職員（6級以上の職員に限る。）について、就業規則第41条第1項及び第2項並びに第42条第1項及び第2項による採用により新たに従事することとされた職務の級又は就業規則第41条第1項及び第2項並びに第42条第1項及び第2項の規定により採用された再雇用職員の期間に係る更新により従事することとされた職務の級に応じた別表第1の2及び別表第2の2に定める合計額が、当該職員の令和6年3月31日に受ける職能給の額を下回る場合には、この規程による改正前の規程第5条及び第20条に基づき、職能給及び特別手当を支給する。
- 6 当分の間、役付職員が年齢満60歳に達した日後における職務給の月額は、当該職員が年齢満60歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員に適用される別表第3の月額に100分の70以上100分の100以内の割合を乗じ

て得た額を支給することができるものとする。

- 7 独立行政法人都市再生機構職員給与規程の一部を改正する規程（平成26年独立行政法人都市再生機構規程第7号）附則第2項の適用を受けている職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後に適用される職能給及び加算給の号給は、別表第1の1に定める職員職能給表及び別表第2の1に定める職員加算給号給表により決定するものとする。この場合において、当該職員が60歳に達した日後における最初の3月31日に受ける加算給の号給が、当該職員加算給号給表の最高の号給を上回る場合にあっては、当該最高の号給とする。

附 則

- 1 この規程は、令和6年12月1日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人都市再生機構職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、同年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の独立行政法人都市再生機構職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則

- 1 この規程は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日から令和8年3月31日までの間、第8条の規定の適用については、同条第2項中「五 重度心身障害者」とあるのは「五 重度心身障害者 六 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。
- 3 この規程による改正後の独立行政法人都市再生機構職員給与規程（平成16年独立行政法人都市再生機構規程第6号）第10条の規定は、施行日以降の異動又は移転（以下「異動等」という。）に適用することとし、施行前の異動等にあっては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和7年12月1日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人都市再生機構職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、同年4月1日から適用する。ただし、この規程の施行前に既に退職（解雇も含む。）をした職員にあっては、なお従前の例による。
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の独立行政法人都市再生機構職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

別表第1の1**職員職能給表**

(単位:円)

1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
218,400	268,400	304,400	344,900	409,300	481,100	502,100	523,100

別表第1の2**再雇用職員職能給表**

(単位:円)

1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
198,400	206,200	213,100	241,400	286,500	336,800	351,500	366,200

別表第1の3**特定業務職員職能給表**

(単位:円)

特定業務A	特定業務B	特定業務C
306,000	266,000	176,000

備考 この職能給表は、独立行政法人都市再生機構の職員の職名に関する規程
(平成27年独立行政法人都市再生機構規程第18号)に定める職員に適用する。

別表第1の4**再雇用特定業務職員職能給表**

(単位:円)

特定業務A	特定業務B	特定業務C
214,200	186,200	168,800

備考 この職能給表は、独立行政法人都市再生機構の職員の職名に関する規程
(平成27年独立行政法人都市再生機構規程第18号)に定める職員が再雇用となった場合に適用する。

別表第2の1**職員加算給号給表**

(単位:円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級		7級		8級
						M2	M1	SM2	SM1	GM2
1号	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
2号	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
3号	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
4号	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
5号	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
6号	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
7号	10,500	10,500	10,500	10,500	10,500	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
8号	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000
9号	13,500	13,500	13,500	13,500	13,500	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000
10号	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
11号	16,500	16,500	16,500	16,500	16,500	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000
12号	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
13号	19,500	19,500	19,500	19,500	19,500	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000
14号	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000
15号	22,500	22,500	22,500	22,500	22,500	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
16号	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000
17号	25,500	25,500	25,500	25,500	25,500	17,000	17,000	17,000	17,000	17,000
18号	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000
19号	28,500	28,500	28,500	28,500	28,500	19,000	19,000	19,000	19,000	19,000
20号	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
21号	30,500	30,500	31,000	31,000	31,000					
22号	31,000	31,000	32,000	32,000	32,000					
23号	31,500	31,500	33,000	33,000	33,000					
24号	32,000	32,000	34,000	34,000	34,000					
25号	32,500	32,500	35,000	35,000	35,000					
26号	33,000	33,000	36,000	36,000	36,000					
27号	33,500	33,500	37,000	37,000	37,000					
28号	34,000	34,000	38,000	38,000	38,000					
29号	34,500	34,500	38,500	39,000	39,000					
30号	35,000	35,000	39,000	40,000	40,000					
31号	35,500	35,500	39,500	41,000	41,000					
32号	36,000	36,000	40,000	42,000	42,000					
33号				43,000	43,000					
34号				44,000	44,000					
35号				45,000	45,000					
36号				46,000	46,000					
37号				46,500	46,500					
38号				47,000	47,000					
39号				47,500	47,500					
40号				48,000	48,000					
41号				48,500	48,500					
42号				49,000	49,000					
43号				49,500	49,500					
44号				50,000	50,000					

	1級	2級	3級	4級	5級	6級		7級		8級	
						M2	M1	SM2	SM1	GM2	
45号				50,500	50,500						
46号				51,000	51,000						
47号				51,500	51,500						
48号				52,000	52,000						
49号				52,500	52,500						
50号				53,000	53,000						

別表第2の2

再雇用職員加算給号給表

(単位:円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級		7級		8級	
						M2	M1	SM2	SM1	GM2	
1号	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	700	700	700	700	700	700
2号	1,300	1,300	2,100	2,100	2,100	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400
3号	1,500	1,500	3,200	3,200	3,200	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100
4号	1,700	1,700	4,200	4,200	4,200	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800
5号	1,900	1,900	5,300	5,300	5,300	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500
6号	2,100	2,100	6,300	6,300	6,300	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200
7号	2,300	2,300	7,400	7,400	7,400	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900
8号	2,500	2,500	8,400	8,400	8,400	5,600	5,600	5,600	5,600	5,600	5,600
9号	2,700	2,700	9,500	9,500	9,500	6,300	6,300	6,300	6,300	6,300	6,300
10号	2,900	2,900	10,500	10,500	10,500	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
11号	3,100	3,100	11,600	11,600	11,600	7,700	7,700	7,700	7,700	7,700	7,700
12号	3,300	3,300	12,600	12,600	12,600	8,400	8,400	8,400	8,400	8,400	8,400
13号	3,500	3,400	13,700	13,700	13,700	9,100	9,100	9,100	9,100	9,100	9,100
14号	3,700	3,500	14,700	14,700	14,700	9,800	9,800	9,800	9,800	9,800	9,800
15号	3,900	3,600	15,800	15,800	15,800	10,500	10,500	10,500	10,500	10,500	10,500
16号	4,100	3,700	16,800	16,800	16,800	11,200	11,200	11,200	11,200	11,200	11,200
17号	4,300	3,800	17,900	17,900	17,900	11,900	11,900	11,900	11,900	11,900	11,900
18号	4,500	3,900	18,900	18,900	18,900	12,600	12,600	12,600	12,600	12,600	12,600
19号	4,700	4,000	20,000	20,000	20,000	13,300	13,300	13,300	13,300	13,300	13,300
20号	4,900	4,100	21,000	21,000	21,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000
21号	5,100	4,200	21,700	21,700	21,700						
22号	5,200	4,300	22,400	22,400	22,400						
23号	5,300	4,400	23,100	23,100	23,100						
24号	5,400	4,500	23,800	23,800	23,800						
25号	5,500	4,600	24,500	24,500	24,500						
26号	5,600	4,700	25,200	25,200	25,200						
27号	5,700	4,800	25,900	25,900	25,900						
28号	5,800	4,900	26,600	26,600	26,600						
29号	5,900	5,000	27,300	27,300	27,300						
30号	6,000	5,100	27,300	28,000	28,000						
31号	6,100	5,200	27,700	28,700	28,700						
32号	6,200	5,300	28,000	29,400	29,400						
33号				30,100	30,100						
34号				30,800	30,800						
35号				31,500	31,500						
36号				32,200	32,200						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級		7級		8級	
						M2	M1	SM2	SM1	GM2	
37号					32,600	32,600					
38号					32,900	32,900					
39号					33,300	33,300					
40号					33,600	33,600					
41号					34,000	34,000					
42号					34,300	34,300					
43号					34,700	34,700					
44号					35,000	35,000					
45号					35,400	35,400					
46号					35,700	35,700					
47号					36,100	36,100					
48号					36,400	36,400					
49号					36,800	36,800					
50号					37,100	37,100					

別表第2の3

特定業務職員加算給号給表

(単位:円)

	特定業務A	特定業務B	特定業務C
1号	1,000	500	500
2号	2,000	1,000	1,000
3号	3,000	1,500	1,500
4号	4,000	2,000	2,000
5号	5,000	2,500	2,500
6号	6,000	3,000	3,000
7号	7,000	3,500	3,500
8号	8,000	4,000	4,000
9号	9,000	4,500	4,500
10号	10,000	5,000	5,000
11号	11,000	5,500	5,500
12号	12,000	6,000	6,000
13号	13,000	6,500	6,500
14号	14,000	7,000	7,000
15号	15,000	7,500	7,500
16号	16,000	8,000	8,000
17号	17,000	8,500	8,500
18号	18,000	9,000	9,000
19号	19,000	9,500	9,500
20号	20,000	10,000	10,000
21号	21,000	10,500	10,500
22号	22,000	11,000	11,000
23号	23,000	11,500	11,500
24号	24,000	12,000	12,000
25号	25,000	12,500	12,500
26号	26,000	13,000	13,000
27号	27,000	13,500	13,500
28号	28,000	14,000	14,000
29号	29,000	14,500	14,500
30号	30,000	15,000	15,000
31号		15,500	15,500
32号		16,000	16,000
33号		16,500	16,500
34号		17,000	17,000
35号		17,500	17,500
36号		18,000	18,000
37号		18,500	18,500
38号		19,000	19,000
39号		19,500	19,500
40号		20,000	20,000
41号		20,500	20,500
42号		21,000	21,000
43号		21,500	21,500
44号		22,000	22,000
45号		22,500	22,500
46号		23,000	23,000
47号		23,500	23,500
48号		24,000	24,000
49号		24,500	24,500
50号		25,000	25,000
51号		25,500	25,500
52号		26,000	26,000
53号		26,500	26,500
54号		27,000	27,000
55号		27,500	27,500
56号		28,000	28,000
57号		28,500	28,500
58号		29,000	29,000
59号		29,500	29,500
60号		30,000	30,000
61号		30,500	30,500
62号		31,000	31,000
63号		31,500	31,500
64号		32,000	32,000

(単位:円)

	特定業務A	特定業務B	特定業務C
91号			45,500
92号			46,000
93号			46,500
94号			47,000
95号			47,500
96号			48,000
97号			48,500
98号			49,000
99号			49,500
100号			50,000
101号			50,500
102号			51,000
103号			51,500
104号			52,000
105号			52,500
106号			53,000
107号			53,500
108号			54,000
109号			54,500
110号			55,000
111号			55,500
112号			56,000
113号			56,500
114号			57,000
115号			57,500
116号			58,000
117号			58,500
118号			59,000
119号			59,500
120号			60,000
121号			60,500
122号			61,000
123号			61,500
124号			62,000
125号			62,500
126号			63,000
127号			63,500
128号			64,000
129号			64,500
130号			65,000
131号			65,500
132号			66,000
133号			66,500
134号			67,000
135号			67,500
136号			68,000
137号			68,500
138号			69,000
139号			69,500
140号			70,000
141号			70,500
142号			71,000
143号			71,500
144号			72,000
145号			72,500
146号			73,000
147号			73,500
148号			74,000
149号			74,500
150号			75,000
151号			75,500
152号			76,000
153号			76,500
154号			77,000

65号		32,500	32,500
66号		33,000	33,000
67号		33,500	33,500
68号		34,000	34,000
69号		34,500	34,500
70号		35,000	35,000
71号		35,500	35,500
72号		36,000	36,000
73号		36,500	36,500
74号		37,000	37,000
75号		37,500	37,500
76号		38,000	38,000
77号		38,500	38,500
78号		39,000	39,000
79号		39,500	39,500
80号		40,000	40,000
81号			40,500
82号			41,000
83号			41,500
84号			42,000
85号			42,500
86号			43,000
87号			43,500
88号			44,000
89号			44,500
90号			45,000

155号			77,500
156号			78,000
157号			78,500
158号			79,000
159号			79,500
160号			80,000
161号			80,500
162号			81,000
163号			81,500
164号			82,000
165号			82,500
166号			83,000
167号			83,500
168号			84,000
169号			84,500
170号			85,000
171号			85,500
172号			86,000
173号			86,500
174号			87,000
175号			87,500
176号			88,000
177号			88,500
178号			89,000
179号			89,500
180号			90,000

備考 この加算給号給表は、独立行政法人都市再生機構の職員の職名に関する規程
(平成27年独立行政法人都市再生機構規程第18号)に定める職員に適用する。

別表第2の4

再雇用特定業務職員加算給号給表

(単位:円)

	特定業務A	特定業務B	特定業務C
1号	700	400	400
2号	1,400	700	700
3号	2,100	1,100	1,100
4号	2,800	1,400	1,300
5号	3,500	1,800	1,400
6号	4,200	2,100	1,500
7号	4,900	2,500	1,600
8号	5,600	2,800	1,700
9号	6,300	3,200	1,800
10号	7,000	3,500	1,900
11号	7,700	3,900	2,000
12号	8,400	4,200	2,100
13号	9,100	4,600	2,200
14号	9,800	4,900	2,300
15号	10,500	5,300	2,400
16号	11,200	5,600	2,500
17号	11,900	6,000	2,600
18号	12,600	6,300	2,700
19号	13,300	6,700	2,800
20号	14,000	7,000	2,900
21号	14,700	7,400	3,000
22号	15,400	7,700	3,100
23号	16,100	8,100	3,200
24号	16,800	8,400	3,300
25号	17,500	8,800	3,400
26号	18,200	9,100	3,500
27号	18,900	9,500	3,600
28号	19,600	9,800	3,700
29号	20,300	10,200	3,800
30号	21,000	10,500	3,900
31号		10,900	4,000
32号		11,200	4,100

	特定業務A	特定業務B	特定業務C
91号			10,000
92号			10,100
93号			10,200
94号			10,300
95号			10,400
96号			10,500
97号			10,600
98号			10,700
99号			10,800
100号			10,900
101号			11,000
102号			11,100
103号			11,200
104号			11,300
105号			11,400
106号			11,500
107号			11,600
108号			11,700
109号			11,800
110号			11,900
111号			12,000
112号			12,100
113号			12,200
114号			12,300
115号			12,400
116号			12,500
117号			12,600
118号			12,700
119号			12,800
120号			12,900
121号			13,000
122号			13,100

33号		11,600	4,200
34号		11,900	4,300
35号		12,300	4,400
36号		12,600	4,500
37号		13,000	4,600
38号		13,300	4,700
39号		13,700	4,800
40号		14,000	4,900
41号		14,400	5,000
42号		14,700	5,100
43号		15,100	5,200
44号		15,400	5,300
45号		15,800	5,400
46号		16,100	5,500
47号		16,500	5,600
48号		16,800	5,700
49号		17,200	5,800
50号		17,500	5,900
51号		17,900	6,000
52号		18,200	6,100
53号		18,600	6,200
54号		18,900	6,300
55号		19,300	6,400
56号		19,600	6,500
57号		20,000	6,600
58号		20,300	6,700
59号		20,700	6,800
60号		21,000	6,900
61号		21,400	7,000
62号		21,700	7,100
63号		22,100	7,200
64号		22,400	7,300
65号		22,800	7,400
66号		23,100	7,500
67号		23,500	7,600
68号		23,800	7,700
69号		24,200	7,800
70号		24,500	7,900
71号		24,900	8,000
72号		25,200	8,100
73号		25,600	8,200
74号		25,900	8,300
75号		26,300	8,400
76号		26,600	8,500
77号		27,000	8,600
78号		27,300	8,700
79号		27,700	8,800
80号		28,000	8,900
81号			9,000
82号			9,100
83号			9,200
84号			9,300
85号			9,400
86号			9,500
87号			9,600
88号			9,700
89号			9,800
90号			9,900

123号			13,200
124号			13,300
125号			13,400
126号			13,500
127号			13,600
128号			13,700
129号			13,800
130号			13,900
131号			14,000
132号			14,100
133号			14,200
134号			14,300
135号			14,400
136号			14,500
137号			14,600
138号			14,700
139号			14,800
140号			14,900
141号			15,000
142号			15,100
143号			15,200
144号			15,300
145号			15,400
146号			15,500
147号			15,600
148号			15,700
149号			15,800
150号			15,900
151号			16,000
152号			16,100
153号			16,200
154号			16,300
155号			16,400
156号			16,500
157号			16,600
158号			16,700
159号			16,800
160号			16,900
161号			17,000
162号			17,100
163号			17,200
164号			17,300
165号			17,400

備考 この加算給号給表は、独立行政法人都市再生機構の職員の職名に関する規程
(平成27年独立行政法人都市再生機構規程第18号)に定める職員が再雇用となった場合に適用する。

別表第3

職務給の額

(単位:円)

級	職務区分	職名		職務給
		本社	本部・支社等	
8	GM1	統括役		250,000
		理事長が必要と認める職	本部長、支社長	230,000
8	GM2	部長その他理事長が必要と認める職	理事長が必要と認める職	210,000
		室長、担当部長、部の次長その他理事長が同等と認める職	副本部長、副支社長その他理事長が同等と認める職	190,000
7	SM1	理事長が必要と認める職	部長、室長、担当部長、次長その他理事長が同等と認める職	160,000
	SM2	課長その他理事長が同等と認める職	住宅管理センター所長その他理事長が同等と認める職	140,000
6	M1	担当課長その他理事長が同等と認める職	課長、担当課長その他理事長が同等と認める職	100,000
	M2	理事長が必要と認める職	理事長が必要と認める職	80,000

* 級と職務区分は基本的な対応関係